

第6節 広報活動

次のとおり広報活動を行った。

(1) ホームページ

労働委員会の業務に対する県民の理解を深め、委員会制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の活動を随時掲載している。また、県公式Facebookとの連携も図る等、アクセスしやすい情報の提供に努めた。

(2) SNSの活用

労働委員会に対する県民の認知度を向上させ、委員会制度の利用促進を図る目的で、令和元年から県公式Facebookを利用した情報発信を開始した。令和2年においては、月例労働相談の周知、10月労働相談の周知を行った。

(3) 滋賀県労働広報紙『滋賀労働』における「労働委員会だより」の連載

滋賀県労働広報紙『滋賀労働』に労働委員会業務の紹介記事（具体的な不当労働行為事件やあっせん事例、労働相談の開催等）を連載した。

653号（3月） 不当労働行為事件の概要について

654号（5月） 労使間のトラブルは抱え込まずにまず相談！

655号（9月） 雇用のトラブルまず「相談」！ 次に「あっせん」を！

656号（12月） 無料の出前講座を実施しています！ 研修会などで労働問題の基礎知識を学びませんか？

※ 『滋賀労働』は、安定した労使関係の形成と労働者の福祉の向上を図るため、労働関係法規、労働福祉施策、職業能力開発に関する施策、労働に係る統計調査結果等の情報提供を行う県の広報紙であり、年4回発行されている。発行部数は約4,600部であり、県下の労働組合や従業員30人以上の事業所に配布されるほか、県ホームページにおいても公開されている。

(4) 使用者団体への周知・広報

労働者や労働組合等への周知はこれまでも図ってきたところであるが、労使紛争の解決には使用者側の労働法制への理解も必要不可欠であることから、損害保険会社と連携の上で、使用者団体に対し労働委員会制度の周知・広報を行った。

(5) 月例労働相談の周知・広報

毎月開催する月例労働相談の周知・広報のため、従来使用してきた案内チラシのデザインを一新したうえ、県内の事業所、労働組合、公共施設、関係機関等約5,000箇所に案内チラシを約16,000部配布した。また、県広報誌、新聞、テレビおよびラジオの県政情報番組等の広報媒体により紹介するとともに、関係団体のホームページへの記事掲載を依頼した。

(6) 無料労働相談会の周知・広報

10月開催の無料労働相談会の一層の周知・広報を図るため、県内の事業所、労働組合、関係機関等、約4,950箇所に案内チラシ約7,000部、ポスター約20部を配布した。また、県広報誌、新聞、テレビの県政情報番組等の広報媒体により紹介するとともに、関係市町広報誌、関係団体のホームページへの記事掲載を依頼した。

(7) 「労働委員会リーフレット」の配布

労働委員会の業務に対する労使関係者の理解を深め、委員会諸制度の利用促進を図る目的で、委員会業務および利用手続の概略ならびに労働相談の案内を記載したリーフレットを配布している。

(8) 各種セミナー等における労働委員会の紹介

例年においては、厚生労働省、中央労働委員会が主催する一般向けの労働契約等解説セミナー、県労働雇用政策課が主催する経営労働フォーラム、出前講座等において、労働委員会の業務を紹介し、利用手続等について説明しているが、令和2年においてはこれらのイベントが新型コロナウイルスの感染拡大により中止となったため、実施しなかった。